公益社団法人 日本磁気学会

役員の報酬等並びに費用に関する規定

平成23年5月20日施行 平成27年1月16日一部改定 平成27年3月13日一部改定 平成31年3月11日一部改定

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年 法律第49号)第5条第13号(以下「認定法第5条13号」という。)及び公益社団法人 日本磁気学会(以下「この法人」という。)の定款第30条(報酬等)の規定に基づき、 この法人の役員の報酬等並びに費用の支給の基準について定めることを目的とす る。

(定義)

- 第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。
 - (1) 役員とは、定款第24条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
 - (2) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
 - (3) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

(報酬等の額の決定)

第3条 この法人の役員は、定款第30条の定めに従い、無報酬とする。

ただし事務局長を兼務する理事を置く場合には、職員賃金規定に基づき支払うことができる。

(費用の支給)

第4条 この法人の役員は、定款第30条2項により役員がその職務の執行に要する、実費相 当額を費用として支給することができる。

(改正)

第6条 この規定の改正は、理事会の決議を経て行う。

MSJ-理公-03/1 2011.5.20 承認 2015.01.16 一部改定 2015.03.13 一部改定 2019.03.11 一部改定